

公示番号：19a01129

国名：タジキスタン国

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名：アグリビジネス振興アドバイザー業務（SHEP アプローチによるアグリビジネス振興）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：SHEP アプローチによるアグリビジネス振興
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月下旬から2020年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70 M/M、現地 3.50 M/M、合計 4.20 M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 45日、国内整理 2日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理 2日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月17日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 50点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 10点 |
| ④その他学位、資格等 | 12点 |

(計 100 点)

類似業務	市場志向型農業 (SHEP アプローチ) に基づいた営農指導に係る各種業務
対象国／類似地域	タジキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タジキスタン農業省（以下 MoA）は、現在、農業セクター改革の取り組みを進めており、新しい体制の政府内承認中である。また、ドナー等との調整の場である開発調整評議会（Development Coordination Council: DCC）での定期会議をスタートさせ、制度強化に関するロードマップを策定することを決定しており、EU や FAO の支援を受け、省内関係者向けのビジネス開発のプロセスやロジックを理解するためのカリキュラムを開発している。

上記農業セクター改革の主要優先課題は 4 つ（「政策・規定見直し」「研究開発」「品質保証」「投資促進・民間セクター開発」）があるが、中でも「投資促進・民間セクター開発」に重点が置かれており、以下のパイロットプロジェクトを 2019-21 年に実施している。

- リソースの効率的利用、規模メリットを持つ農業組合（Cooperatives）の結成
- 市場のニーズを把握した上での生産性、収益性の向上
- 4 つのパイロット地域における民間セクターと小規模農家・組合の協働支援
- 農家と民間セクターのすみ分けの明確化

JICA は、このうち、「市場のニーズを把握した上での生産性、収益性の向上」について、政策やプログラム等に貢献することを目的とし、2019 年 11 月に先行して短期専門家を派遣し、タジキスタン農業のビジネス展開に係る多様な課題を把握するとともに、他ドナーの支援や農業改革の進捗を確認したうえで短期的及び中長期的な対応策を検討した。

この結果、タジキスタン農業のアドバンテージである恵まれた自然環境、国内市場の変化、温室栽培等の技術を活かし、既に他ドナーが実施している高付加価値でニッチな輸出市場に対する支援ではなく、付加価値は低いが導入が容易で、受益対象が広範な国内マーケットを視野に置いた市場志向型農業（SHEP）の試行を通じた支援を行うことが効果的、との結論に至った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本事業に対する MoA の期待、具体的事業の進め方を十分に把握のうえ、JICA タジキスタン事務所及び農業支援を実施中の他ドナー等と協議・調整しつつ市場志向型農業（SHEP）のパイロット事業地での試行とその有効性の検証を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2020年2月下旬～3月上旬）

既存の JICA 報告書等を参照し、現地業務工程表（案）を含むワーク・プラン（和文・英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA タジキスタン事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2020年3月上旬～4月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タジキスタン事務所、MoA にワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② MoA、州関係者（普及員、農協／農家グループ代表、流通業者他）、他ドナー等に対し、SHEP アプローチの概念、他国での事例を説明し、農家自身のモチベーションを高めるような活動の流れを意識しつつ、試行的なタジキスタンの農協／農家グループへの SHEP アプローチ方法を検討・協議する。
- ③ ②を通じて MoA とともに SEHP アプローチが有効な農協／農家グループ、パイロット事業地を少なくとも1か所選定する。
- ④ パイロット事業地の農協／農家グループおよび流通業者等に対し、理解を深めるための SHEP アプローチの概念、他国での事例を紹介、説明し、SHEP アプローチのパイロットとしてふさわしい対象農家の選定を行う。
- ⑤ ④で選定された対象農家の営農状況について調査を行う。
- ⑥ 流通業者等からの市場情報を踏まえ、選定された対象農家による園芸作物の特定、端境期の収穫を目指した営農カレンダー・アクションプランの作成を支援するとともに、端境期の栽培時に発生しうる病害虫等、発生しうる営農上のリスク、留意点等について他国の事例を参考に MoA とともに技術指導を行う。
- ⑦ SHEP アプローチの有効性を検証するために必要な農家自身による記録管理（資材・労働力等の投入の記録、販売価格・販売量等の記録）を指導する。
- ⑧ MoA、JICA タジキスタン事務所に現地業務結果（英文）を報告する。

(3) 第1次国内整理期間（2020年4月中旬～4月下旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2020年6月下旬～7月上旬）

第2次派遣に係るワーク・プラン（和文・英文）を作成、JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA タジキスタン事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地業務期間（2020年7月上旬～8月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タジキスタン事務所、MoA にワーク・プラン（英文）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 州関係者、対象農家へのヒアリング、対象農家圃場の踏査、農家が作成した記録の確認等により、第 1 次現地業務で作成を支援した営農カレンダーに基づき営農が行われているか、生産上の課題の有無等について確認する。
 - ③ ②で明らかになった課題について技術アドバイスを行う。また、これまでの課題、他国の事例を踏まえ、土壌・水管理、病害虫等の今後発生しうる営農上のリスク、留意点、販売における課題等について技術指導を行うとともに、収穫期までにおけるモニタリング方法を指導する。
 - ④ MoA、JICA タジキスタン事務所に現地業務結果（英文）を報告する。
- (6) 第 2 次国内整理期間（2020 年 8 月上旬～8 月中旬）
第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。
- (7) 第 3 次国内準備期間（2020 年 10 月中旬～10 月下旬）
第 3 次派遣に係るワーク・プラン（和文・英文）を作成、JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA タジキスタン事務所にもデータを送付する。
- (8) 第 3 次現地派遣期間（2020 年 10 月下旬～11 月下旬）
- ① 現地業務開始時に、MoA、JICA タジキスタン事務所にワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 州関係者、対象農家へのヒアリング、対象農家圃場の踏査、農家が作成した記録の確認等により、営農結果を確認する。
 - ③ 関係者へのヒアリング、営農記録の確認等により、SHEP アプローチの有効性に関する検証するとともに、今後に向けた教訓やグッドプラクティスの抽出を行う。
 - ④ ③の結果について MoA、州関係者（普及員、農協／農家グループ代表、流通業者他）、他ドナー等に対して報告する。
 - ⑤ ③により有効性が確認され、継続意思ないし導入意思のある農家グループが存在する場合、SHEP アプローチの説明やパイロット事業での教訓を説明するとともに、農家による営農カレンダーの作成を支援する。
 - ⑥ 第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA キルギス事務所に提出する。
- (9) 帰国後整理期間（2020 年 11 月下旬～12 月中旬）
専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA タジキスタン事務所へ各 1 部）
英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA タジキスタン事務所、MoA へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA タジキスタン事務所へ各 1 部）
英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA タジキスタン事務所、MoA へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、2020 年 12 月 18 日までに JICA 農村開発部及びタジキスタン事務所に提出し、報告する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ソウル／北京⇒アルマティ／モスクワ⇒ドウシャンベ⇒アルマティ／モスクワ⇒ソウル／北京⇒日本もしくは日本⇒ドバイ⇒ドウシャンベ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、SHEP アプローチに鑑み、タジキスタンの作付け時期をふまえ、その端境期の営農に合わせた提案をお願いします。

② 現地での業務体制

本業務には本専門家のみが従事します。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第一次現地業務時のみあり

イ) 宿舎手配

第一次現地業務時のみあり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上（英語⇔露語／タジキスタン語）

あり

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA タジキスタン事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う

カ) 執務スペースの提供

MoA における執務スペース提供あり

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 農村開発部第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8443) にて配布します。

- ・要請書
- ・アグリビジネス振興政策及び関連制度短期専門家 業務完了報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの実施は予定していません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約

款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上